

脱炭素先行地域執行事務業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、笠間市が発注する脱炭素先行地域執行事務業務委託の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関する必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 目的

本業務は、本市の脱炭素先行地域計画の目標達成に向け、本市の脱炭素先行地域に関する業務の進捗管理、課題整理、交付金事務等を行い、円滑な業務の執行を支援することを目的とする。

(2) 業務名

脱炭素先行地域執行事務業務委託

(3) 業務の内容

別紙「脱炭素先行地域執行事務業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 13 年 2 月 28 日まで

3 委託料限度額

60,500,000 円（税込）

※限度額の範囲内で見積金額を提示すること。また、年度毎の見積金額と内訳を明記すること。経費については、根拠資料も添付すること。

※本業務以外の脱炭素先行地域に関する業務や工事を受注した場合に影響する額と考え方についても具体的に示すこと。

4 実施条件

本業務は、国庫補助金の交付決定を前提に実施するものである。参加者は、国庫補助金の交付決定額に応じて、実施内容に変更が生じる場合があることを理解の上、本プロポーザルに臨むとともに、受託候補者となった場合には、国庫補助金に関する調査や報告に際し、関連する成果品について、市と協議の上、協力すること。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基

づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

- （４）笠間市暴力団排除条例（平成 23 年笠間市条例第 26 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

- （５）過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、脱炭素先行地域の計画策定または執行事務に関する業務（「以下「同業務」という。）を受託し、適正に履行し、完了した実績を有する者であること。

- （６）本プロポーザルの公告の日において、3 月以上の雇用関係があり同業務に携わった実績を有する者を業務責任者及び主担当者として選任すること。なお、業務責任者及び主担当者は、本市との打合せに派遣できる者とし、市からの指示がない限り、本業務完了まで原則として変更できないものとする。

- （７）市税（笠間市に納税義務がある場合に限る。）県税（茨城県に納税義務がある場合に限る。）、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。

6 実施スケジュール

内容	期日等
公告	令和 8 年 7 月 28 日（火）
質問受付	令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時まで
質問回答	令和 8 年 8 月 19 日（水）
参加表明書提出	令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知書の送付	令和 8 年 8 月 28 日（金）
企画提案書提出	令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 9 月 17 日（木）予定
結果通知	令和 8 年 9 月下旬予定
契約締結	令和 8 年 10 月中旬予定

7 参考資料

本業務への参画予定者のうち、資料を希望する者に対し、参考資料を提供する。

希望者は、参加表明書の提出期限までに、下記連絡先へ誓約書（様式 2）を電子メールにて送付するとともに、電話にて資料希望の旨を連絡すること。

（1）提供資料

- ・脱炭素先行地域計画提案書
- ・脱炭素先行地域づくり事業事業計画書
- ・マイルストーン達成状況報告書
- ・笠間市エネルギー構造高度化に向けた調査検討業務委託報告書

（2）連絡先

笠間市環境推進部環境政策課（17 担当部署参照）

8 質問の受付及び回答

（1）受付期限

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時まで

（2）提出方法

質問書（様式 5）により、電子メールでの提出のみとする。なお、送信後直ちに、電話にて提出した旨を提出先に連絡すること。

（3）提出先

笠間市環境推進部環境政策課（17 担当部署参照）

（4）質問回答日

令和 8 年 8 月 19 日（水）

（5）回答方法

市ホームページに掲載する。その際、質問した事業者名は記載しない。

9 参加表明書提出

（1）提出期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時まで（期限厳守）

（2）提出方法

電子メールでの提出のみとする。なお、提出書類は P D F 形式で添付し、送信後直ちに、電話にて提出した旨を提出先に連絡すること。

（3）提出先

笠間市環境推進部環境政策課（17 担当部署参照）

（4）提出書類（※押印不要）

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 業務実績表（様式 3）
- エ 業務実施体制（様式 4）
- オ 「5 参加資格要件」（8）を証明する各納税証明書（提出期限以前の 3 か月以内に発行されたもの）
- カ 履歴事項全部証明書（提出期限以前の 3 か月以内に発行されたもの）

10 参加資格確認結果通知

(1) 参加資格確認

「8 参加表明書提出」(4)の提出書類により、参加資格要件を満たしているか確認を行う。

参加資格要件を満たしている者が5者以上の場合は、別紙「評価基準」①業務実績等における評価点の上位4者で審査（プレゼンテーション）を行う。なお、応募者が4者以下の場合は、参加資格要件を満たしている者で審査（プレゼンテーション）を行う。

(2) 結果通知

令和8年8月28日（金）

(3) 通知方法

結果にかかわらず参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

11 企画提案書の提出

参加資格確認により審査（プレゼンテーション）を行うこととなった者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時まで（期限厳守）

(2) 提出方法

電子メールでの提出のみとする。なお、提出にあたっては、「いばらき大容量ファイル交換システム」を使用する。

「いばらき大容量ファイル交換システム」の使用については、担当部署から、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、後日、送信されるメールの内容に従い、提出書類をPDF形式でアップロードすること。

※アップロード用のメールは令和8年8月31日（月）午前10時頃に送信予定

(3) 提出先

笠間市環境推進部環境政策課（17 担当部署参照）

(4) 提出書類（※押印不要）

ア 企画提案書（様式6）、別紙提案内容（任意様式）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

※「3 委託料限度額」を踏まえること。

※本業務に要する全ての費用について、年度毎の見積金額と内訳を明記すること。

内訳については、仕様書4. 業務内容（1）～（5）の項目ごとに、単価、人員等の積算内訳が分かるよう記載すること。また、経費についても算出方法が分かるように記載すること。

エ 関連業務等受注の際の影響額と考え方（任意様式）

12 審査（プレゼンテーション）

企画提案書を提出した者は、以下のとおりプレゼンテーションを行うこと。

(1) 審査委員会開催日

令和8年9月17日（木）予定

- (2) 会場等
会場及び時間等は、別途通知する。
- (3) 所要時間
 - ・プレゼンテーション 20 分以内
 - ・質疑応答 10 分程度
- (4) 参加人数
プレゼンテーションを行う者は3名までとする。
- (5) プレゼンテーション方法
提出した企画提案書や別紙提案内容をもとに行うこととし、記載のない提案の説明及び追加資料の提出は認めない。
プレゼンテーションで使用するパソコン等は提案者が持参することとし、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び電源については市が用意する。
- (6) 審査方法
別紙「評価基準」に基づき、審査委員会において企画提案書等の内容及び見積金額で審査し、受託候補者及び提案者の順位を決定する。
委員の評価点の合計点が最も高い提案者を受託候補者とし、最高評価点が2者以上の場合、見積金額以外の評価点が高い者を受託候補者とする。
ただし、合計点が満点（出席審査委員数×100 点満点）に対し 50%未満の場合は、受託候補者として選定しない。
なお、提案者が1 者の場合であっても当該審査は実施する。

1 3 審査結果

プレゼンテーションを行った者に以下のとおり審査結果を通知する。

- (1) 通知日
令和8年9月下旬予定
- (2) 通知方法
電子メールによる通知及び笠間市ホームページに掲載する。なお、通知した日から起算して7日以内（休日を除く）に、その説明を電子メールにより、書面（任意様式）にて、求めることができるものとする。その場合は、7日以内（休日を除く）に電子メールにより、書面にて回答する。ただし、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

1 4 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 「1 1 企画提案書の提出」で示された提出期限、提出方法等書類作成上の条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (3) 見積書の金額が、「3 委託料限度額」を超過したもの。
- (4) その他、審査委員会が本実施要領に違反すると認めるもの。

1 5 契約

審査の結果、最高評価点の提案者を受託候補者とし、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、契約にあたっては、あらためて見積書を提出するものとする。

ただし、受託候補者の失格が判明した場合又はその他の理由により契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて随意契約の手続きを行う。

1 6 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 7）を提出すること。
- (5) 提出された提案書類等は、受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、笠間市情報公開条例（平成 18 年 9 月 29 日笠間市条例第 246 号）に基づき取り扱う。

1 7 担当部署（提出・問合せ先）

笠間市役所環境推進部環境政策課 脱炭素推進室 担当 藤枝・清水
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号
電話：0296-77-1101 内線 125
電子メール：kankyo@city.kasama.lg.jp